

## 高齢者運転免許証自主返納支援事業について

～運転免許証を自主返納した高齢者の方に町内巡回バス・回数券を助成します～

高齢社会の進展に伴い、高齢者による交通事故死者数が年々増加するなど、現在、高齢者の交通安全が重要な課題となっています。

その対策の一環として、杉戸町では、平成29年3月12日（日）に施行される道路交通法の改正に伴い、併せて、高齢者の交通事故防止と、町内巡回バスの利用の促進のため、運転免許証を自主返納した高齢者の方に、町内巡回バスの回数券60枚（5,000円分相当）を助成する制度を、下記のとおり開始します。

記

### ■高齢者運転免許証自主返納支援事業概要

1、事業開始日 3月13日（月）～

※「杉戸町高齢者運転免許証自主返納支援事業」の施行日は、平成29年3月12日（日）ですが、平成29年3月12日（日）は閉庁日であることから、実質的な事務手続の開始は、平成29年3月13日（月）となります。

2、対象者

- ①平成29年3月12日（日）以降に運転免許証を自主返納された方
- ②運転免許証の自主返納時に満65歳以上の方
- ③杉戸町に住民登録されている方

※上記①から③のすべての要件を満たした方が対象となります。

※有効期限が切れたこと等により運転免許が失効された方は対象外。

3、支援内容

杉戸町内巡回バス回数券60枚（5,000円分相当）

4、手続き方法

① 杉戸警察署等で運転免許証の自主返納の手続きを行います。

【必要なもの】運転免許証、印鑑

② 住民参加推進課にて、「杉戸町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書」を記入し、杉戸警察署等から交付された「申請による運転免許の取消通知書」（無料）もしくは「運転経歴証明書」（有料：交付手数料1,000円）の写しのいずれかを添えて提出。

③ 手続終了後、回数券交付

### ■その他

1、添付資料 チラシ

平成 29 年 3 月 13 日 (月) ~



# 高齢者運転免許証 自主返納支援事業

高齢者の交通事故防止と、町内巡回バスの利用促進のため、運転免許証を自主返納した高齢者の方に、杉戸町内巡回バスの回数券を交付します。

## 杉戸町内巡回バス

回数券 60 枚 (5,000 円分相当) 助成します  
※交付を受けられる方は、対象者本人のみとし、1 回限りです。

### 対象者

- ① 平成 29 年 3 月 12 日以降に運転免許証を自主返納された方
- ② 運転免許証の自主返納時に満 65 歳以上の方
- ③ 杉戸町に住民登録されている方



※上記①から③のすべての要件を満たした方が対象となります。  
※有効期限が切れたこと等により運転免許が失効された方は対象となりませんので、ご注意ください。

### 手続きの方法

- ① 杉戸警察署等で運転免許証の自主返納手続きを行います。  
必要なものは、**運転免許証**と**印鑑**です。
- ② 杉戸警察署等から交付された「**申請による運転免許の取消通知書**」  
または「**運転経歴証明書** (有料)」の写しのいずれかと  
**印鑑**を持参の上、杉戸町 住民参加推進課までお越しください。

